

松城指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三幸会が開設する松城指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援を行う。
- 2.事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3.事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。
 - 4.事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 松城指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 浜松市中区松城町2 1 1 番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2)介護支援専門員 1人 以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 (月)～(金) (但し12月31日から1月2日は除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 事業所内、必要に応じて居宅訪問を実施 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 23 標準課題分析項目方式 |
| (3) 居宅サービス計画の作成 | 介護認定有効期間内に必要に応じて実施 |
| (4) サービス担当者会議の開催場所 | 事業所内、必要に応じて利用者の居宅 |
| (5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月 1 回 |
| (6) モニタリングの結果記録 | 最低月 1 回 |

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

浜松市内 西区、南区、中区、東区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他の運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三幸会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5. 利用者又はその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対処するために、事業所内に相談窓口を設置し、関係機関への連絡等必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。